

資料編

1. 介護保険制度の改正の概要
2. 高齢者実態調査
3. 介護保険サービス供給量調査
4. 計画策定の経過
5. 加賀市介護保険事業計画策定委員会 設置要綱
6. 加賀市介護保険事業計画策定委員会 委員名簿

1. 介護保険制度改正の概要

改正の全体像

介護保険制度の改正

1. 予防重視型システムへの転換

「明るく活力ある超高齢社会」を目指し、市町村を責任主体とし、一貫性・連続性のある「総合的な介護予防システム」を確立する。

⇒新予防給付の創設、地域支援事業の創設

2. 施設給付の見直し

介護保険と年金給付の重複の是正、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、介護保険施設に係る給付の在り方を見直す。

⇒居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置

3. 新たなサービス体系の確立

認知症ケアや地域ケアを推進するため、身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供を可能とする体系の確立を目指す。

⇒地域密着型サービスの創設

⇒地域包括支援センターの創設

⇒医療と介護の連携の強化

4. サービスの質の向上

サービスの質の向上を図るため、情報開示の徹底、事業者規制の見直し等を行う。

⇒情報開示の標準化

⇒事業者規制の見直し

⇒ケアマネジメントの見直し

5. 負担の在り方・制度運営の見直し

低所得者に配慮した保険料設定を可能とするとともに、市町村の保険者機能の強化等を図る。

⇒第1号保険料の見直し

⇒市町村の保険者機能の強化

⇒要介護認定の見直し、介護サービスの適正化・効率化

見直しの基本的視点

明るく活力ある超高齢社会の構築

制度の持続可能性

社会保障の総合化

介護保険制度改正の概要

1. 予防重視型システムへの転換

(1) 新予防給付の創設

- 軽度者を対象とする新たな予防給付を創設する。
- ケアマネジメントは市町村が責任主体となり、地域包括支援センターにおいて実施。
- 新予防給付のサービス内容については、
 - ・既存サービスを評価・検証し、有効なもの（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）をメニューに位置付け。

(2) 地域支援事業の創設

- 要支援、要介護になるおそれのある高齢者（高齢者人口の5%程度）を対象とした効果的な介護予防事業を介護保険制度に位置付ける。
- 事業実施の主体は、市町村とする。

2. 施設給付等の見直し（平成17年10月施行）

(1) 居住費用・食費の見直し

介護保険と年金給付の重複の是正、在宅と施設の利用者負担の公平性の観点から、介護保険3施設（ショートステイを含む）の居住費用や食費について、保険給付の対象外とする。

ただし、低所得者については、負担軽減を図る観点から新たな補足的給付を創設する。

通所系サービスの食費についても保険給付の対象外とする。

(2) 低所得者等に対する措置

①高額介護サービス費の見直し

保険料段階の「新第2段階」（年金収入が概ね基礎年金〔＝約80万円／年〕以下など）については、現行の月額上限を引下げ。（月額上限2.5万円→1.5万円）

②旧措置入所者の経過措置（平成17年3月末で期限切れ）の延長等

介護保険法施行前に、措置（＝行政処分）により特別養護老人ホームに入所した者に対する利用者負担の経過措置の延長等を行う。

③社会福祉法人による利用者負担の減免の運用改善

3. 新たなサービス体系の確立

(1) 地域密着型サービスの創設

身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス」を創設する。

- ・小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模介護老人福祉施設、小規模介護専用型特定施設

(2) 地域包括支援センターの創設

地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、

- i) 総合的な相談窓口・権利擁護機能
- ii) 介護予防ケアマネジメント
- iii) 包括的・継続的マネジメント

の支援の機能を持つ「地域包括支援センター」を創設する。

(3) 医療と介護の連携の強化

医療と介護の連携を強化する観点から、介護予防における医療との連携、介護施設やグループホームにおける医療機能の強化を図る。

4. サービスの質の向上

(1) 情報開示の標準化

- すべての介護サービス事業者に事業所情報の開示を義務づける。

(2) 事業者規制の見直し

- 指定の更新制の導入、指定に当たっての欠格要件の見直し等

(3) ケアマネジメントの見直し

- ①包括的・継続的マネジメントの強化（地域包括支援センターの創設）
- ②ケアマネジャーの資質の向上（資格の更新制の導入等）
- ③独立性・中立性の確保（1人当たり標準担当件数の見直し等）

(4) 人材育成

- 介護職員については、将来的には「介護福祉士」を基本とする。
- ホームヘルパー等の資質の向上のため、研修の充実等を図る。

5. 負担の在り方・制度運営の見直し

(1) 第1号保険料の見直し

①設定方法の見直し

- ・新第2段階（年金収入が概ね基礎年金以下など）の創設と保険料負担の軽減

②徴収方法の見直し

- ・特別徴収の対象となる年金を遺族年金、障害年金に拡大。
- ・普通徴収における生活保護からの代理納付、収納の私人委託（コンビニ委託等）

(2) 市町村の保険者機能の強化

- 都道府県知事の事業者指定に当たり市町村長の関与を強化する。
- 市町村長の事業所への調査権限を強化する。

(3) 要介護認定の見直し

- 委託調査の適正化（新規申請調査の委託の禁止等）
- 代行申請の適正化（認定時の代行申請の範囲の限定等）

(4) 介護サービスの効率化・適正化

- 各サービスの報酬・基準を「効率化・適正化」の観点から改定。
- 診療報酬と介護報酬の同時改定による機能分担・連携の明確化
- 中重度者への支援強化とサービスの質の向上

2. 高齢者実態調査

加賀市は石川県の協力により第3期介護保険事業計画策定のための基礎データとして、次の実態調査を実施しました。

1. 居宅サービス利用状況

居宅サービス利用の実態を調査し、その利用同行を踏まえて介護保険事業計画の居宅サービス利用見込み量に反映させることを目的とする。

※データは平成16年12月サービス利用分を使用しています。

※要介護度や障害老人自立度などについては平成16年12月末現在の情報により分析しています。

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

区分	ランク	判定基準
生活自立	J	何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。
準寝たきり	A	屋内の生活は概ね自立しているが、介助なしに外出しない。
寝たきり	B	屋内の生活は何らかの介助を要し、日中もベット上での生活主体で座位を保つ。
	C	一日中ベットで過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。

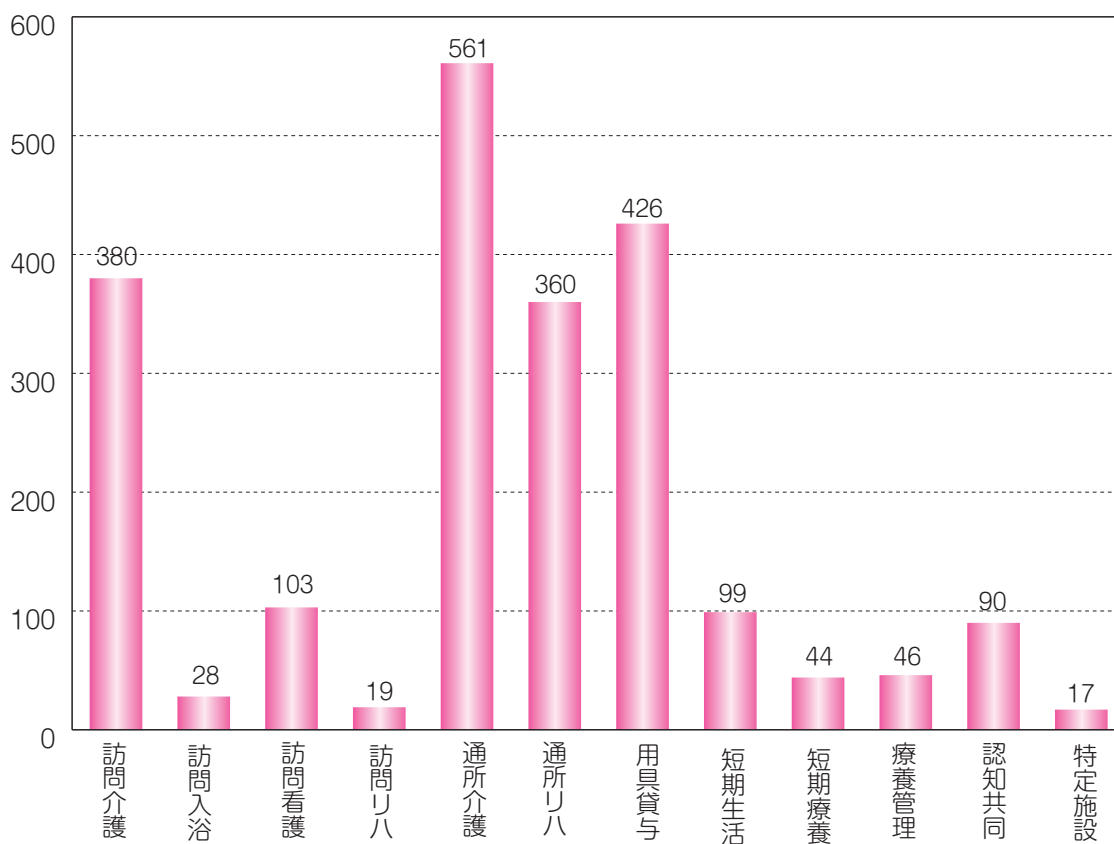
認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
III	ランクIIの症状がときどき見られ、介護を必要とする。（徘徊、失禁など）
IV	ランクIIの症状が頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは、重篤な身体疾患が見られ専門医療を要する。

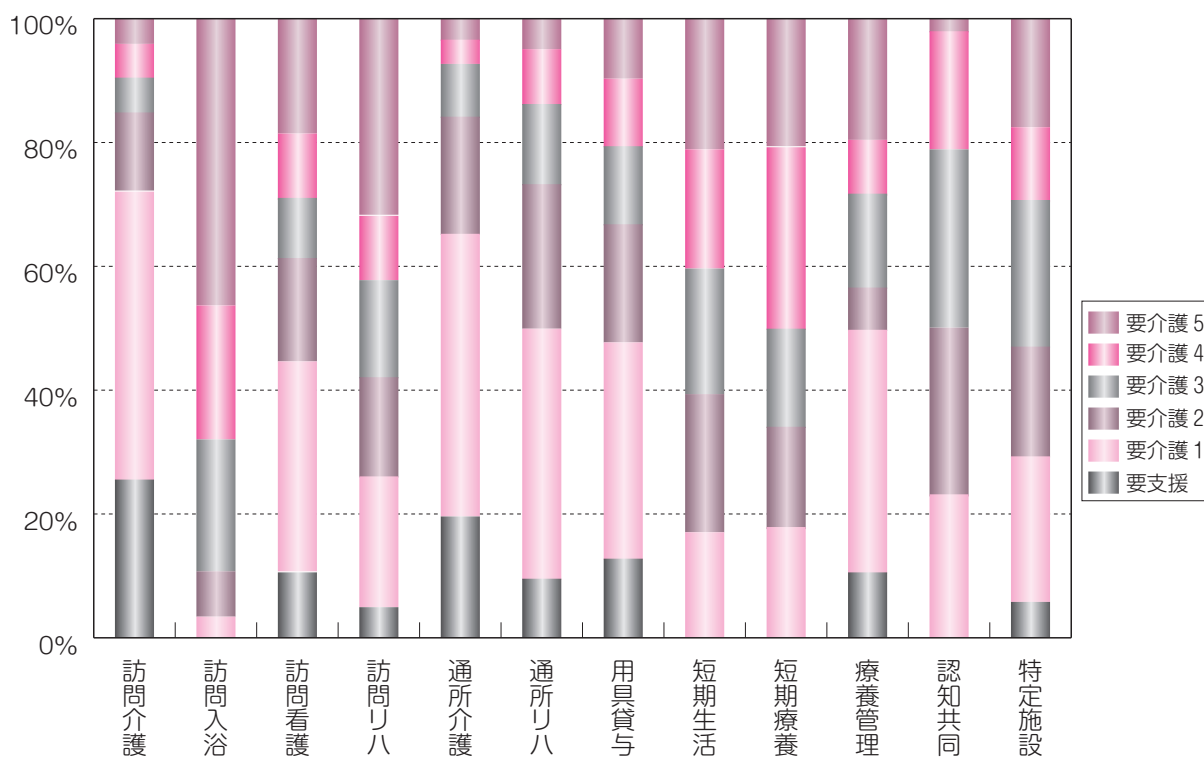
〈1〉旧加賀市

(1) 居宅サービス別利用者数

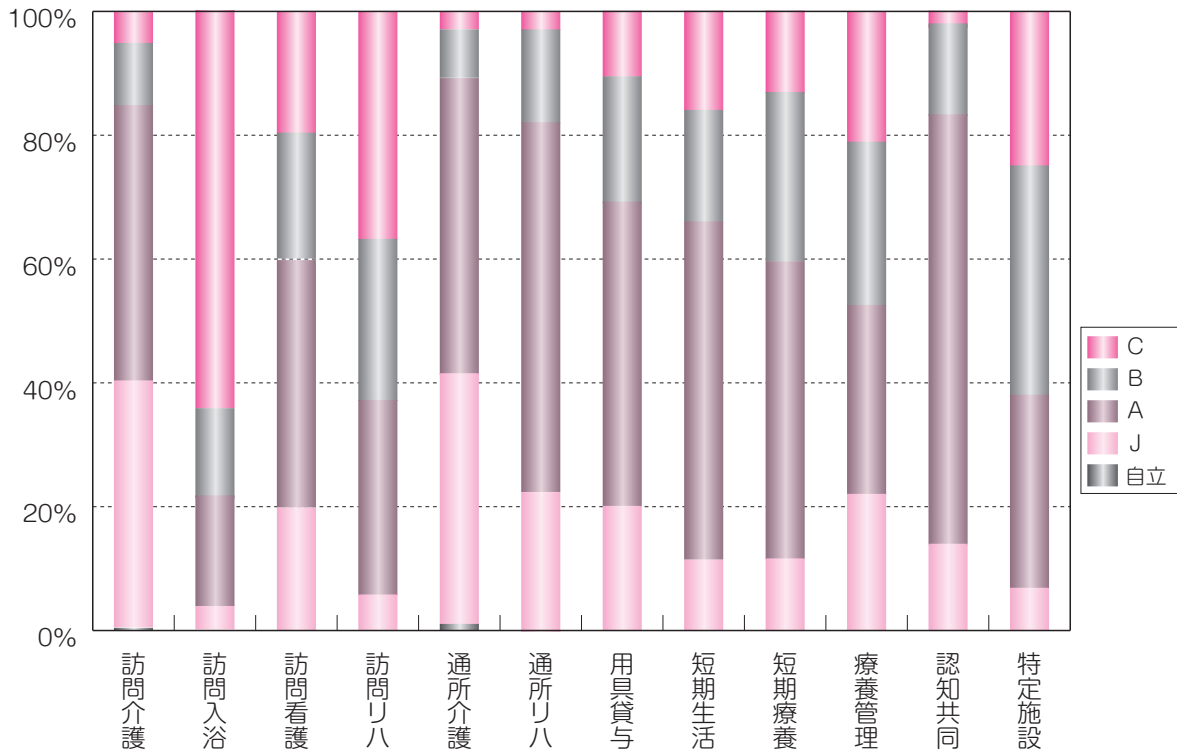
単位：人



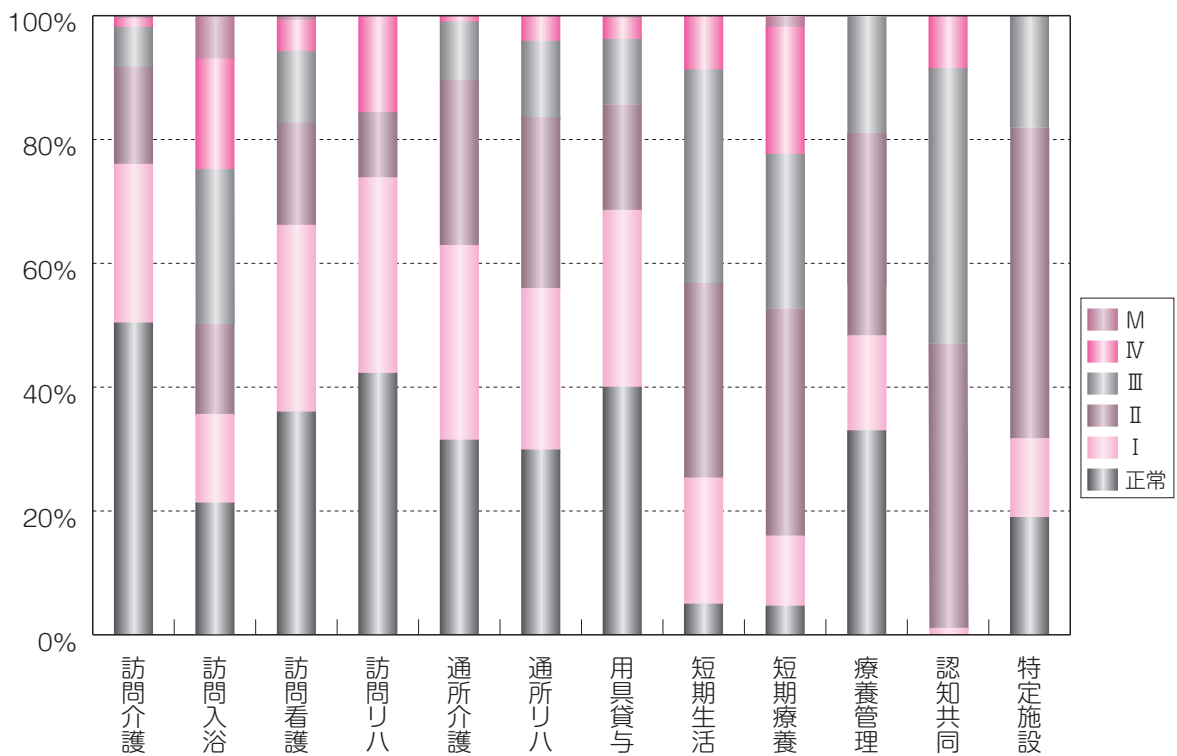
(2) 居宅サービス別要介護度割合



(3) 居宅サービス別障害老人自立度割合



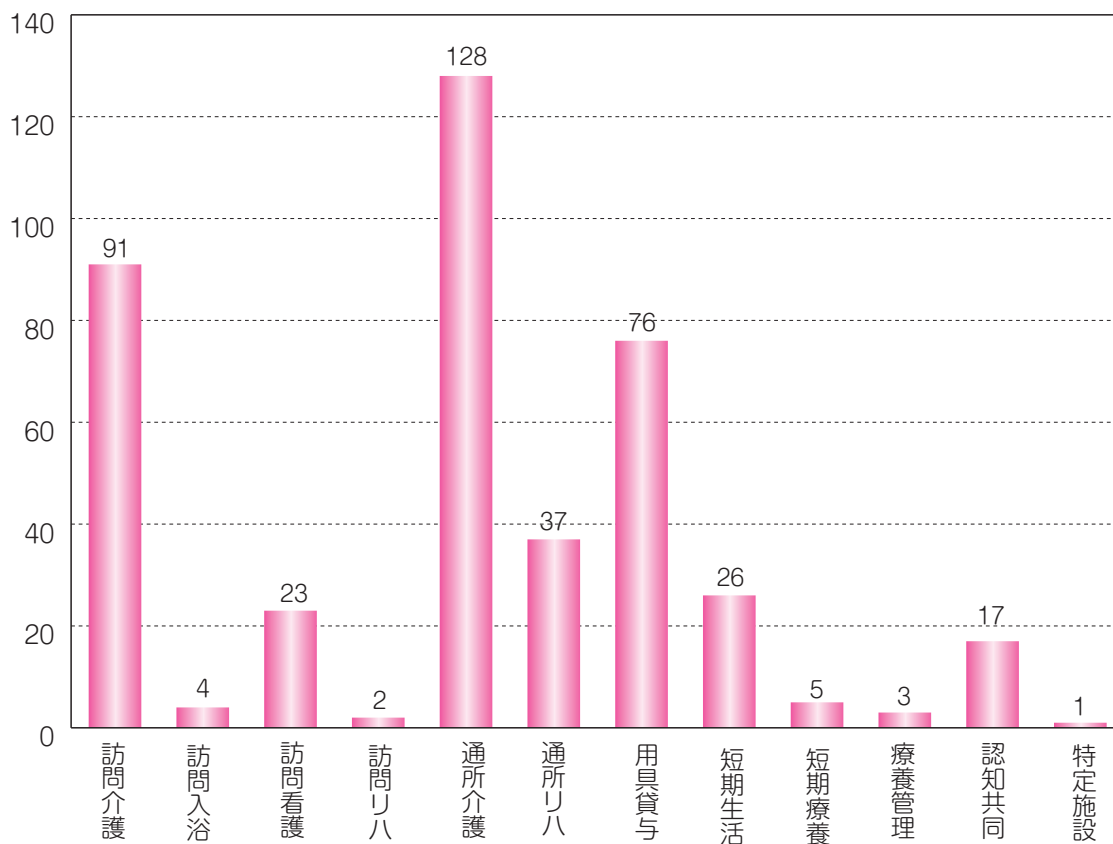
(4) 居宅サービス別認知症老人自立度割合



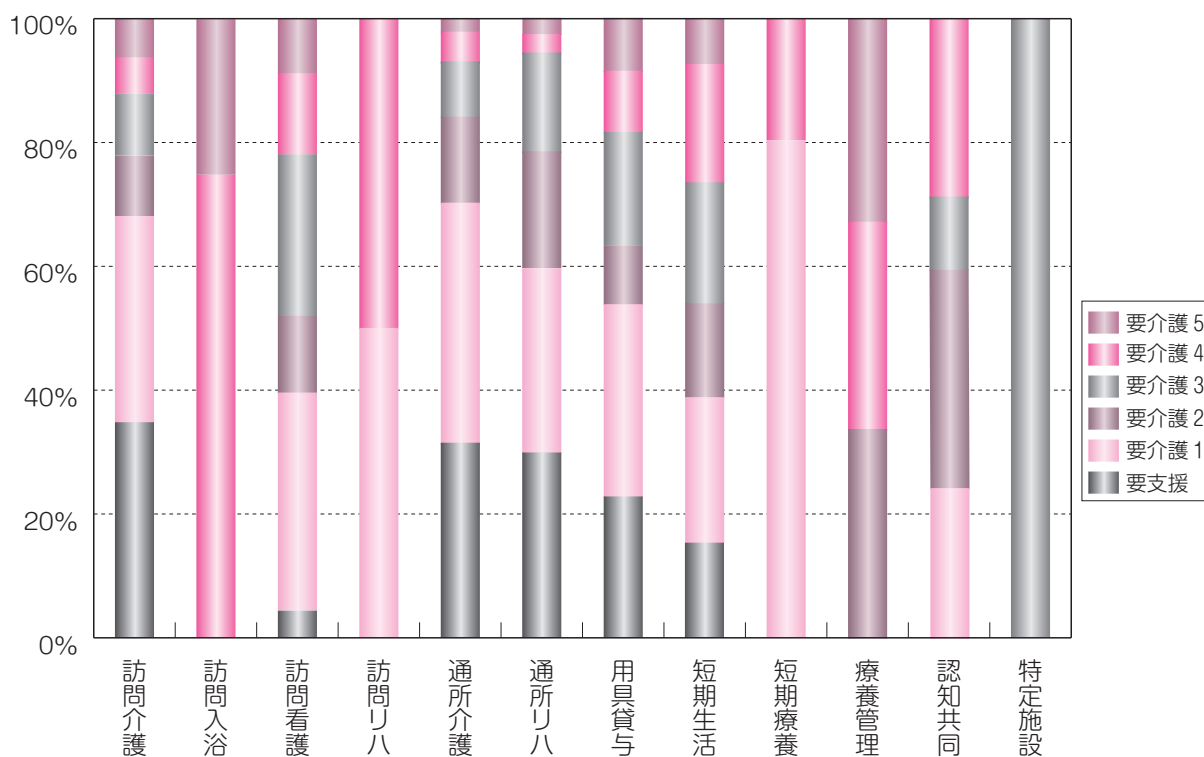
〈2〉旧山中町

(1) 居宅サービス別利用者数

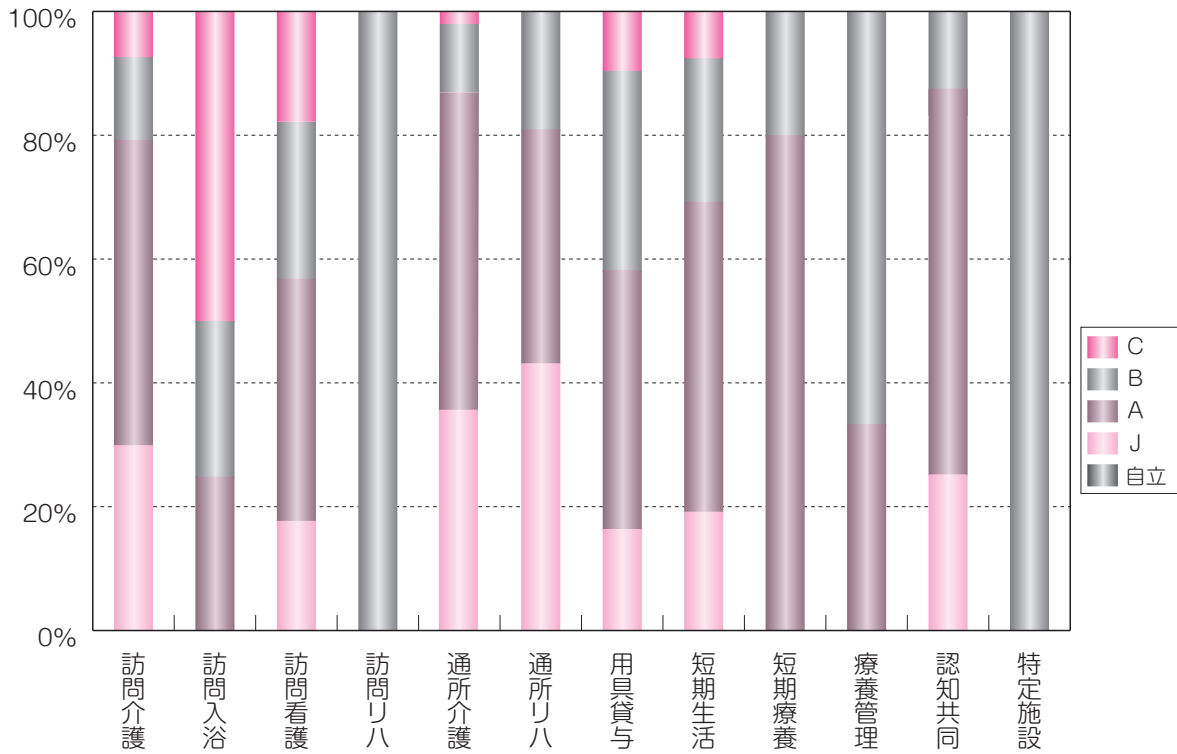
単位：人



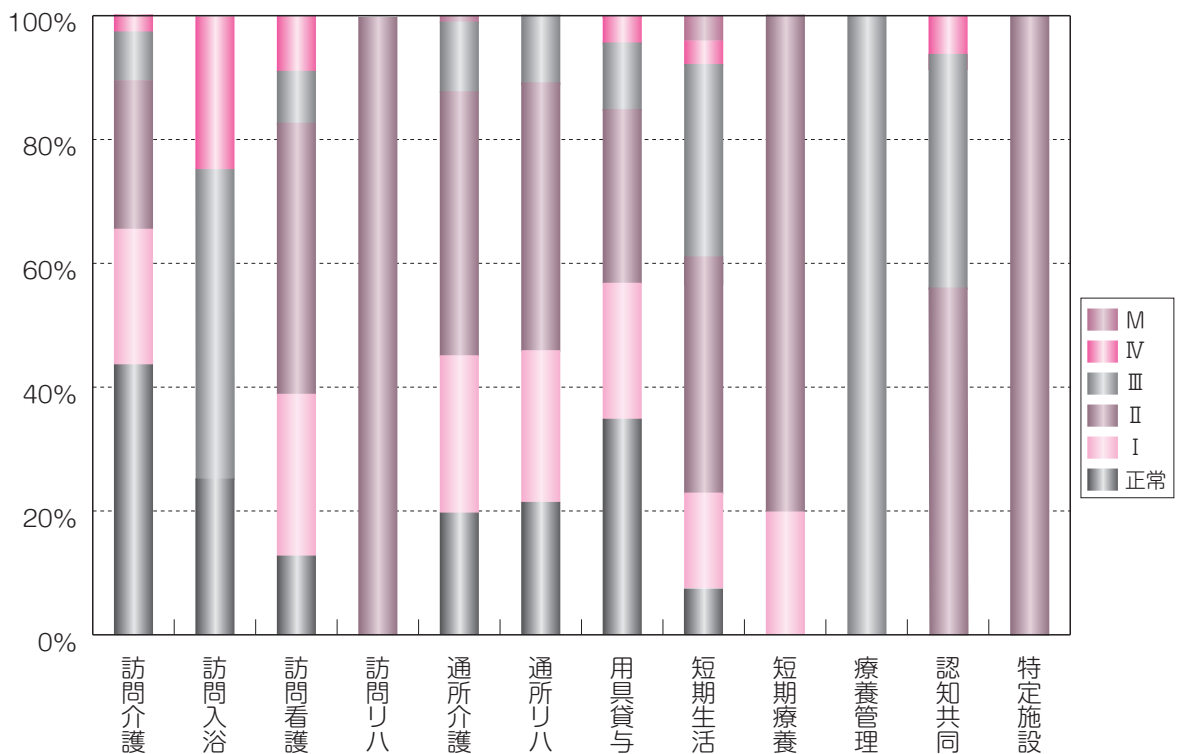
(2) 居宅サービス別要介護度割合



(3) 居宅サービス別障害老人自立度割合



(4) 居宅サービス別認知症老人自立度割合

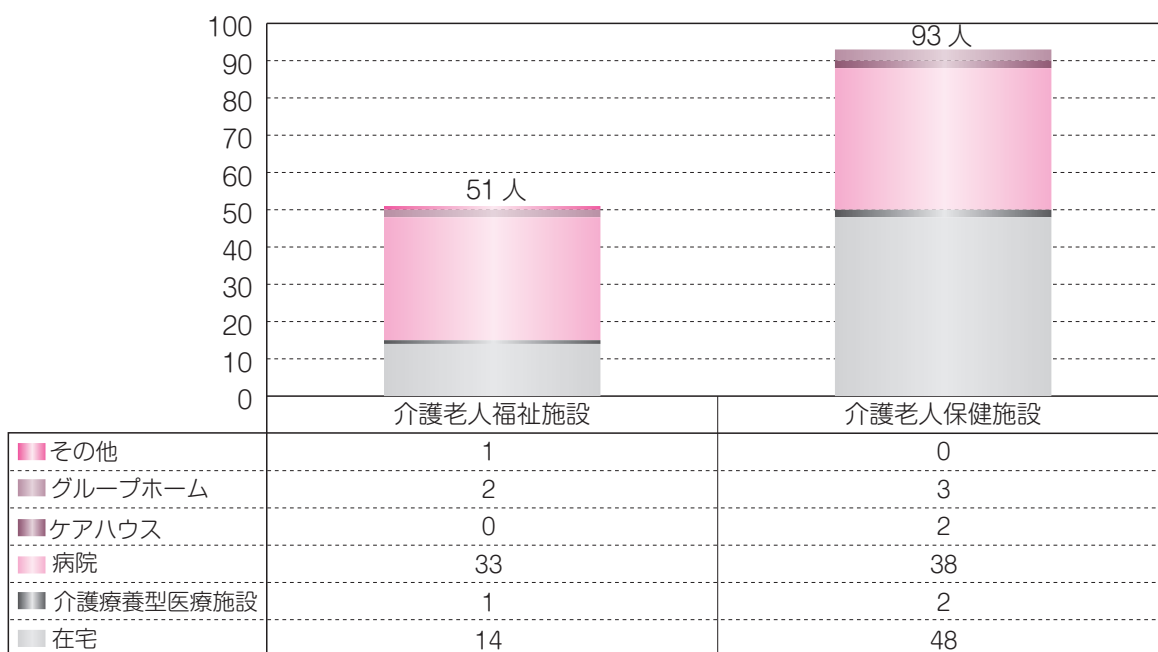


2. 施設サービス入所希望者待機状況

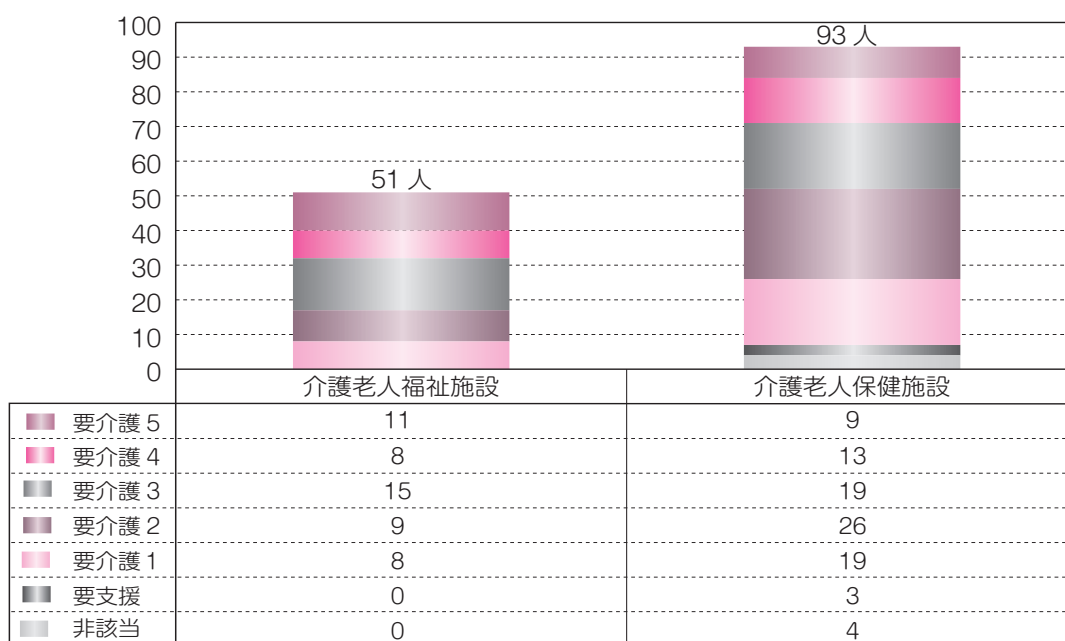
施設サービス利用申込状況を調査し、介護保険事業計画の施設サービス利用見込み量に反映させることを目的とする。

〈1〉 加賀市

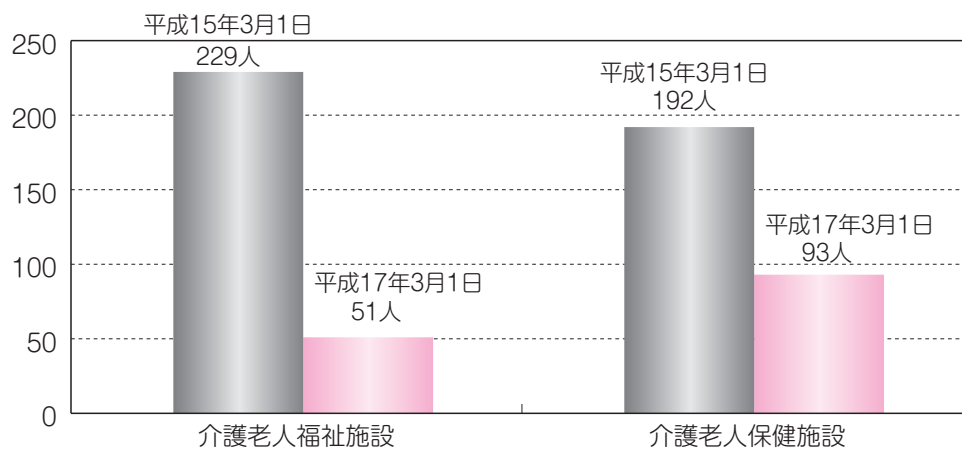
(1) 現在の居所別待機者数



(2) 要介護度別待機者数

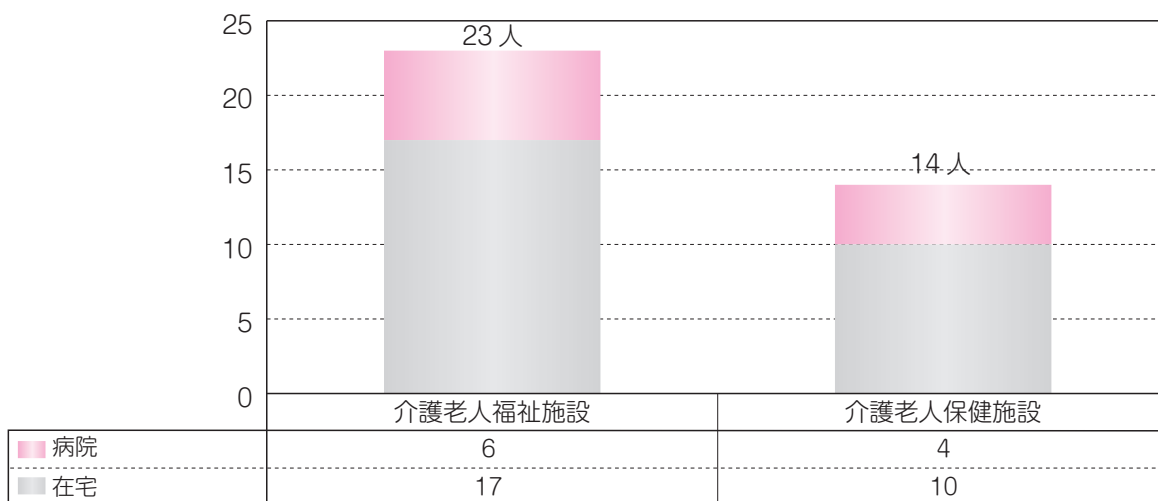


(3) 前回との比較

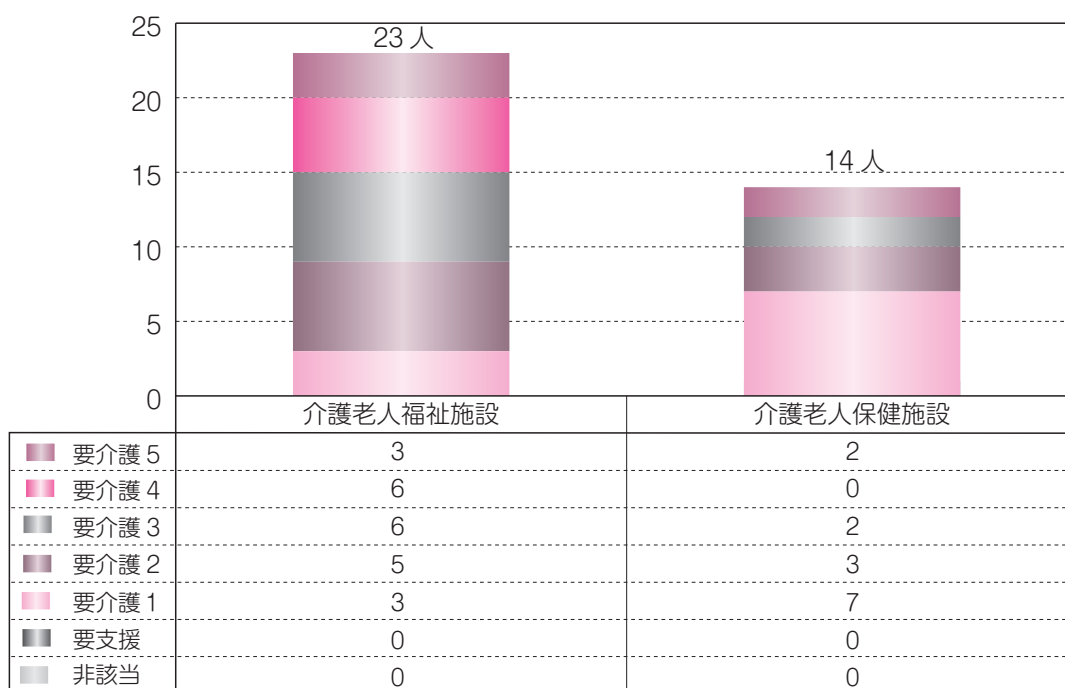


〈2〉山中町

(1) 現在の居所別待機者数



(2) 居宅サービス別要介護度割合



3. 介護保険サービス供給量調査

第3期介護保険事業計画等策定にあたり、介護保険サービスの必要量を把握するため、市内介護保険サービス事業者の平成17年8月現在のサービス供給量を調査したものです。

調査対象

石川県から指定介護保険事業所の指定を受け、加賀市内に事業所を置きサービス供給実績のある事業者を対象。(下記を除く)

- ・施設、入所系サービスについては、定員数で把握できるため対象外とした。
- ・福祉用具貸与、居宅療養管理指導については供給状況に不足がでるおそれが少ないため対象外とした。

調査回答数：16 法人・66 事業所

調査項目

- ・居宅介護支援 : 1 か月あたりの提供可能人数
- ・訪問介護 : 1 週間あたりの派遣可能延べ時間
- ・訪問入浴、訪問看護、訪問リハ : 1 週間あたりの派遣可能延べ回数
- ・通所介護、通所リハ : 1 週間あたりの利用可能延べ人数
- ・短期入所生活介護、短期入所療養介護 : 1 か月あたりの提供可能人数
- ・訪問系サービスの人員配置状況

(1) 居宅サービス提供可能量と実績

	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護
	1 か月の人数	1 週間の時間	1 週間の回数	1 週間の回数	1 週間の回数	1 週間の回数	1 週間の回数	1 か月の日数	1 か月の日数
提供可能量	1,899	2,732	45	409	20	1,975	1,480	2,100	570
提供実績	1,534	1,560	30	195	19	1,325	790	1,106	272
差	365	1,172	15	214	1	650	690	994	298

(2) 施設・入所系サービス提供可能量と実績

	認知症対応型共同生活介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
	(床)	(床)	(床)	(床)	(床)
提供可能量	177	42	380	425	120
提供実績	127	23	292	294	116
差	50	19	88	131	4

(3) 居宅サービスの提供可能量（前回調査時との比較）

	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護
	1か月の人数	1週間の時間	1週間の回数	1週間の回数	1週間の回数	1週間の回数	1週間の回数	1か月の日数	1か月の日数
平成14年	1,335	1,542	35	238	28	1,140	1,240	1,350	427
平成17年	1,559	1,982	35	259	20	1,545	1,280	1,650	570
増減	224	440	0	21	△8	405	40	300	143

(4) 施設・入居系サービスの提供可能量（前回調査時との比較）

	認知症対応型共同生活介護	特定施設入所者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
	(床)	(床)	(床)	(床)	(床)
平成14年	90	12	250	425	125
平成17年	177	42	380	425	120
増 減	87	30	130	0	△5

(5) 訪問系サービス人員配置

(単位：人)

サービス種類	居宅介護支援		訪 問 介 護						訪問看護	訪問リハビリテーション	
	介護支援専門員 (常勤専従)	介護支援専門員 (非常勤又は兼務)	介護福祉士		1級・2級 訪問介護員		3級 訪問介護員			理学療法士	作業療法士
常勤専従			非常勤兼務	常勤専従	非常勤兼務	常勤専従	非常勤兼務				
平成17年 加賀・山中	31	14	25	8	13	66	0	0	15	2	1
平成14年 旧加賀市	17	14			19	46	0	0	19	1	2
平成17年 旧加賀市	26	9			26	67	0	0	13	2	1
増 減	9	△5			7	21	0	0	△6	1	△1

※ 14年度は介護福祉士数の調査を行わなかったため、介護福祉士を訪問介護員1級・2級の欄で集計して比較している。

4. 計画策定の経過

年 度	月	適 用	備 考
15 年度	4 月	介護保険制度改正、第 2 期事業期間の開始	
		介護保険・高齢者福祉に関するアンケート調査	
	9 月～2 月	高齢者福祉サービス利用状況調査	
16 年度	1 月 27 日	旧加賀市・山中町 介護保険事業計画策定委員会 (第 1 回会議) ・組織会 ・高齢者保健福祉事業の実施状況について ・介護保険事業の実施状況について ・介護保険制度の見直しについて ・生活圏域の設定について	
	2 月	高齢者実態調査	
	3 月 25 日	旧加賀市・山中町 介護保険事業計画策定委員会 (第 2 回会議) ・介護保険制度の改正について ・「日常生活圏域」の設定について	
17 年度	4～7 月	地域支援事業等ワーキング（9 回開催） ・現行事業の洗い出し（目的・必要性等） ・類似事業の統一、実施方法の検討 ・最上位目的の検討 ・必要な現行事業のグループ化（棚卸方式） ・最上位目的に照らしての細分化 ・新規事業の追加 ・事業費の積算 ・評価指標の設定	
	8 月 25 日	旧加賀市・山中町 介護保険事業計画策定委員会 (第 3 回会議) ・介護保険給付分析について ・高齢者実態調査について ・高齢者保健福祉施策体系について	
	8 月	介護保険サービス供給量調査	

17年度	12月5日	<p>新加賀市介護保険事業計画策定委員会 (第1回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織会 ・介護保険サービス供給量調査について ・介護保険サービス量の見込みについて ・介護保険料の推計について ・地域支援事業について ・地域包括支援センターについて 	
	2月15日	<p>新加賀市介護保険事業計画策定委員会 (第2回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス量の見込みと介護保険料について ・介護保険事業計画に係る建議について ・高齢者お達者プラン(案)について ・介護予防マネジメントの委託先について 	
		「加賀市介護保険事業計画における介護給付対象サービス量の見込み等」について市長へ建議	
	2月～3月	<p>介護保険制度改正についての地区説明会 市内24箇所 のべ27回</p>	
	3月17日	<p>新加賀市介護保険事業計画策定委員会 (第3回会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者お達者プラン(案)について ・地域密着型サービスについて ・地域包括支援センターの人員について 	
		「高齢者お達者プラン(案)」について市長へ建議	
3月	<p>加賀市介護保険条例の改正(3月市議会定例会)</p>		

5. 策定委員会設置要綱

(1) (旧) 加賀市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における介護保険の円滑な実施を図り、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、高齢者の保健福祉をめぐる情勢の変化を踏まえ、第3期加賀市介護保険事業計画及び加賀市高齢者保健福祉計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、加賀市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、事業計画の策定に関し必要な事項を市長に建議する。

- (1) 介護保険事業及び高齢者保健福祉事業の分析・評価に関する事項
- (2) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の見直しに関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、事業計画策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公益代表者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 被保険者

3 委員（学識経験者を除く。）は、原則として前期の委員会委員からの再任を認めない。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成18年3月31日までとする。ただし、団体代表として委嘱された委員の任期は、委員が当該団体に所属する期間とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、第1回の委員会は、市長が招集する。

(運営)

第7条 委員長は、委員会の議長となる。

2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 委員は、あらかじめ指名する者を代理出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護保険担当課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月27日から施行し、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

(2) (旧) 山中町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町における介護保険の円滑な実施を図り、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、高齢者の保健福祉をめぐる情勢の変化を踏まえ、山中町介護保険事業計画及び山中町老人保健福祉計画(以下「介護保険事業計画等」という。)を策定するため、山中町介護保険事業計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、介護保険事業計画等の策定に関し必要な事項について調査、検討を行い、必要な事項について建議する。

(組織)

第3条 委員会は25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 公益関係者
- 三 福祉関係者
- 四 保健・医療関係者
- 五 被保険者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成18年3月31日までとする。ただし、機関の役職をもって委嘱された者にあつては、その職にある期間とし、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(召集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(会議)

第7条 委員長は、委員会の議長となる。

2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

(3) (新) 加賀市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における介護保険の円滑な実施を図り、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、高齢者の保健福祉をめぐる情勢の変化を踏まえ、加賀市介護保険事業計画及び加賀市高齢者保健福祉計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、加賀市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、事業計画の策定に関し必要な事項を市長に建議する。

- (1) 介護保険事業及び高齢者保健福祉事業の分析及び評価に関する事項
- (2) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の見直しに関する事項
- (3) 地域包括支援センターの設置に関する事項
- (4) 地域密着型サービスの指定に関する事項
- (5) 前4号に定めるもののほか、事業計画策定のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公益代表者
- (3) 福祉関係者
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 被保険者

3 委員（学識経験を有する者を除く。）は、原則として再任されることができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成18年3月31日までとする。ただし、団体代表として委嘱された委員の任期は、委員が当該団体に所属する期間とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。ただし、第1回の委員会は、市長が招集する。

(運営)

第7条 委員長は、委員会の議長となる。

2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員は、あらかじめ指名する者を代理出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

6. 策定委員会委員名簿

加賀市介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(旧加賀市・山中町介護保険事業計画策定委員会委員名簿)

(旧加賀市・山中町委員会任期：平成17年1月25日～平成17年9月30日)

(新加賀市委員会任期：平成17年10月1日～平成18年3月31日)

区分	所属機関	氏名	備考
学識	石川県南加賀保健福祉センター加賀地域センター	能登 隆元	
	石川県在宅介護支援センター連絡協議会	久藤 妙子	
	全国認知症グループホーム協会	岩尾 貢	
公益	加賀市区長会連合会・加賀市まちづくり推進協議会連合会	納谷 健雄	～平成17年8月24日
		新井 史郎	平成17年8月25日～
	山中町連合町内会	馬守 龍三郎	
	加賀市女性協議会	山下 福子	
	山中町婦人会連絡協議会	阿慈知 昌子	
	加賀市老人クラブ連合会・山中町宝寿会連合会	奥江 恵美子	
	加賀農業協同組合	加納 文子	
福祉	加賀市社会福祉協議会	三部 忍	委員長
	加賀市民生児童委員協議会	上野 榮一	
	加賀市ボランティア連絡協議会	笹尾 竹松	
	石川県介護支援専門員連絡協議会南加賀支部	旭 雅子	
保健 医療	加賀市医師会	河村 勲	副委員長
	石川県歯科医師会加賀江沼支部	今村 裕信	
	石川県薬剤師会加賀江沼支部	池田 正行	
	加賀市保健推進員協議会	山村 喜美子	
被保険者	公募委員	堀野 津弥子	
	公募委員	紋谷 和子	
	公募委員	角谷 優二	